第九十条の五第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第九十一条第一項第十四号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは掲示」を「、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

（森林法の一部改正）

第十九条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「を告示し」を「について、告示し」に、「掲示する」を「掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第一項及び第五十条第五項において同じ。）により公衆の閲覧に供する」に改め、「その内容を」を削る。

第三十条の二第一項中「その旨」を「、その旨」に、「理由を」を「理由について、」に、「掲示する」を「掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」に改め、「その内容を」を削る。

第五十条第五項中「旨を」を「旨について、」に、「ともに」を「ともに、」に、「掲示しなければ」を「掲示し、かつ、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第二十条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の九の二第七項中「交付する旨」の下に「（以下この項において「公示事項」という。）を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を法務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第八項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第二十一条　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改める。

第八条第四項中「を営業所」を「について、営業所」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第三十七条第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（航空法の一部改正）

第二十二条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「を告示する」を「について、告示し、かつ、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供する措置を講ずる」に改め、「これを」を削る。

第四十条中「を告示する」を「について、告示し、かつ、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する措置を講ずる」に改め、「これを」を削り、「告示し及び」の下に「閲覧に供し並びに」を加える。

第百七条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「運送約款を」を「運送約款について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第百六十条第三号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二十三条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「交付する旨」の下に「を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」を加え、「行なう」を「行う」に、「かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してする」を「又はその旨を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う」に、「その掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第二十四条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第二項第一号ハを次のように改める。

ハ　虚偽の公告（第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに第九十四条第一項において準用する同法第三十八条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置を含む。）

第九十四条第二項中「読み替える」を「、同法第十六条第二項及び第三十八条第二項中「第五十七条」とあるのは「労働金庫法第九十一条の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と読み替える」に改める。

第百条の五第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第百一条第一項第十四号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「若しくは掲示」を「、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十五条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第五項中「公告は」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「に掲載して」を「への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）により」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、当該公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。

第七十七条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の公告を行う施行者は、その公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。